

令和7年

第20回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 令和7年10月27日（月）

伊勢原市農業委員会

第20回伊勢原市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和7年10月27日(月) 午前10時47分から11時30分まで
- 2 開催場所 伊勢原市役所2階 2C会議室
- 3 委員在任定数 9名
 - 1 梶 政博
 - 2 重田 千秋
 - 3 古屋 幸男
 - 4 今井 恵美子
 - 6 田中 真紀子
 - 7 麻生 伸一
 - 8 越水 一雄
 - 9 大木 克美
 - 10 鈴木 雅之
- 4 出席委員数 9名(その他、農地利用最適化推進委員11名出席)
- 5 欠席委員 なし
- 6 署名委員 古屋 幸男
今井 恵美子
- 7 議長 鈴木 雅之
- 8 事務局職員出席者 田中 則行
田伏 弘之
加藤 朝規
山田 直哉
岸 好夫
- 9 傍聴者 なし
- 10 審議事項
 - (1) 報告
 - 第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - 第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
 - 第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
 - 第4号 農地法第18条第6項の規定による届出について
 - 第5号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - 第6号 農地転用許可並びに農振法の開発許可を不要とする措置に係わる申出書について
 - 第7号 農用地利用集積等促進計画案について
 - (2) 議案
 - 第1号 【取下げ】
 - 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
 - 第3号 非農地証明交付申請の承認について
- 11 審議内容 (開会 午前10時47分)

- [事務局] 在任定数9名、出席委員9名により定足数に達していることを報告します。
- [議長] 只今より第20回伊勢原市農業委員会総会を開催します。
本日の審議事項は、議案第1号の1については、申請者より取下げがありましたので、報告7件、議案2件の計9件となっております。
- [議長] 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 相続等によって農地の権利を取得したときに届出が必要となります。
報告第1号のとおり、伊勢原地区で1件、大山地区で1件、高部屋地区で3件、成瀬地区で4件の計9件の届出を受理しました。
なお、第三者への斡旋については、報告第1号の3以外、希望はありませんでした。
- [議長] 何か質問がございましたらお願いします。
【 質問なし 】
無いようですので、次に移ります。
- [議長] 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 市街化区域内にある農地について、農地以外のものにするとときは、届出をすることとされています。
報告第2号のとおり、伊勢原地区で1件、大田地区で1件の計2件について、専決処分により届出を受理しましたので報告します。
なお、報告第2号の2は駐車場に転用されるものです。
- [議長] 何か質問がございましたらお願いします。
【 質問なし 】
無いようですので、次に移ります。
- [議長] 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 市街化区域内にある農地について、土地の権利移動を伴って農地以外のものにするとときは、届出をすることとされています。
報告第3号のとおり、伊勢原地区で1件、高部屋地区で1件、成瀬地区で1件の計3件について、専決処分により届出を受理しましたので報告します。
なお、報告第3号の2は、伊勢原大山インター土地区画整理事業の産業用地、報告第3号の3は、資材置場及び車両置場として転用されるものです。
- [議長] 何か質問がございましたらお願いします。
【 質問なし 】
無いようですので、次に移ります。

[議長] 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農地の賃貸借を貸し手・借り手の合意により解約した場合は、農地法第18条第6項の規定に基づき合意解約した旨の通知を農業委員会に行うこととされています。

報告第4号のとおり、高部屋地区1件について、受理しましたので報告します。

なお、当該農地は、中間管理機構を通じて耕作者に転貸されていたものですが、令和6年11月に中間管理機構と耕作者との間で合意解約がなされており、中間管理機構の管理となっていたものです。

今回、所有者が所有権移転を行うため、中間管理機構との合意解約に至りました。

[議長] 何か質問がございましたらお願いします。

【 質問なし 】

無いようですので、次に移ります。

[議長] 報告第5号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 相続税納税猶予期間の3年ごとの証明です。

報告第5号のとおり、伊勢原地区で1件、比々多地区で2件、成瀬地区で1件、大田地区で2件の証明願がありました。

報告第5号の1について、対象農地は上谷字前田に11筆、同字島合に4筆、同字反町に3筆、同字下西川に13筆、合計で31筆、面積は19,324平方メートルです。

9月6日に事務局で現地調査を行い、水稻の作付け、露地野菜畑の耕運管理、育苗用の苗床としての保全管理を確認しました。

9月12日付けで専決処分により証明書を発行しました。

報告第5号の2について、串橋字登り道に1筆、同字宮の根に1筆、同字古屋敷に2筆、同字境ノ町に4筆、同字廣田に2筆、坪ノ内字宮ノ脇に1筆、同字観音谷戸に1筆、合計で12筆、9,084平方メートルです。

9月6日に事務局で現地調査を行い、水稻、露地野菜の作付け、緑肥を用いた土壌作りを確認しました。

9月12日付けで専決処分により証明書を発行しました。

報告第5号の3について、沼目字中道下に1筆、1,199平方メートルです。

9月6日に事務局で現地調査を行い、水稻の作付けを確認しました。

9月12日付けで専決処分により証明書を発行しました。

報告第5号の4について、粟窪字林窪に3筆、同字林台に1筆、同字四石田に5筆、同字廣町に2筆、同字仲丑窪に3筆、合計で14筆、6,448平方メートルです。

10月7日に事務局で現地調査を行い、水稻、露地野菜の作付け等を確認しました。

10月8日付けで専決処分にて証明書を発行しました。

報告第5号の5について、三ノ宮字仲木津根に3筆、同字石原田に4筆、同字宝地に1筆、合計8筆、6,108平方メートルです。

10月7日に事務局で現地調査を行い、果樹の作付けを確認しました。

10月10日付けで専決処分にて証明書を発行しました。

報告第5号の6について、岡崎字天神下に1筆、2,405平方メートルです。

10月9日に事務局で現地調査を行い、露地野菜の作付けを確認しました。

10月14日付けで専決処分にて証明書を発行しました。

[議長] 何か質問がございましたらお願いします。

【 質問なし 】

無いようですので、次に移ります。

[議長] 報告第6号 農地転用許可並びに農振法の開発許可を不要とする措置に係わる申出書について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農地法施行規則第29条第4号及び第53条第4号並びに農業振興地域の整備に関する法律施行規則第37条第2号の規定に該当するか否かの検討を求める申出があり神奈川県に意見照会しましたので報告します。

市街化調整区域の農地に農業施設（農業用倉庫など）の建設を認定農業者が整備する場合は、この申出書の提出となり県から検討結果により農地転用許可が不要として手続きされます。

報告第6号の1のとおり、対象地は農振農用地内の土地で、上谷字上西川の4筆、1,720平方メートルに建築面積984.812平方メートルの牛舎を建設します。

10月7日に申出があり工期は5ヶ月間、県からの検討結果の回答は10月27日時点において、まだありません。

[議長] 何か質問がございましたらお願いします。

【 質問なし 】

無いようですので、次に移ります。

[議長] 報告第7号 農用地利用集積等促進計画案について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議が農地中間管理事業として、既に利用権の設定されている案件の更新については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定に基づき、伊勢原市が農用地利用集積等促進計画案を作成します。

今回、市から農業委員会に対し、同法同条第3項の規定に基づき、作成した計画案に対する意見照会があり、会長専決による回答を行いましたので、報告します。

報告第7号のとおり、高部屋地区2件に対し照会がありました。

報告第7号高-1は、地域計画区域内の農地4筆を賃借するもので、権利設定を受ける者は、5アールの規模を耕作している認定新規就農者であり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号に規定する全部効率要件等を満たしております。

報告第7号高-2は、地域計画区域内の農地2筆を賃借するもので、権利設定を受ける者は、93.4アールの規模を耕作している農業者であり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号に規定する全部効率要件等を満たしております。

以上について、10月24日付けで専決処分にて回答しました。

[議長] 何か質問がございましたらお願いします。

【 質問なし 】

無いようですので、議案に移ります。

[議長] 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてのうち議案第2号の1については、「農業委員会等に関する法律」第31条に規定する議事参与の制限に該当しますので、該当する委員1名は一時退室をしてください。

【 該当委員1名、一時退室 】

[議長] それでは、議案第2号の1について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農地に権利設定又は移転をして農地以外の物にする場合について、農業委員会の意見を求められます。議案第2号のとおり、3件の申請がありました。

議案第2号の1について、申請地は申橋の15筆の一部、面積12,753平方メートルのうち548.1平方メートルを地質調査のために農地を一時使用します。権利関係は使用貸借です

譲渡人は、市内6名と市外2名の者です。譲受人は、建設工事に伴う詳細設計に必要な土質調査を実施する法人です。

地質調査の機材を農地に設置して調査します。終了後は農地に復元し土地所有者に戻します。

申請地の立地基準は「農振農用地」13筆、「第1種農地」2筆ですが、必要な調査のため、他の土地に代替性もないことから一時転用の申請に至りました。

一般基準及び個別基準について周辺農地への影響も少なく、資金計画も適切であると判断されます。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第2号の1について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。

[地区担当委員]
(比々多地区) 10月7日に譲受人及び代理人より説明があり、10月20日に現地確認をしております。計画上、特段の問題はないと考えます。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第2号の1について、何か質問、意見がございましたらお願いします。

[議長] 【 質疑なし 】
無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第2号の1について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

[議長] 【 挙手全員 】
挙手全員。よって、議案第2号の1については、「原案のとおり許可相当とする」こととします。
事務局は、該当委員1名を入室させてください。

[議長] 【 該当委員1名 入室 】
議案第2号の2及び第2号の3について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 議案第2号の2について、申請地は申橋字下り道及び廣田の2筆、面積は772平方メートルです。

譲受人は2社による特定建設工事共同企業体であり、令和7年度都市計画道路田中笠窪線整備工事その2の工事を受注したことにより工事中の仮設工事用地として、一時的に使用するため一時転用を申請するものです。

一時転用期間満了の令和8年12月28日までに農地復元して土地所有者に戻ります。

申請地の立地基準は、宅地や山林・雑種地に囲まれた農地の広がりには10ヘクタール以上であることから「第1種農地」と判断されます。

一般基準及び個別基準については、土木シートを引いた上に盛土をして使用する箇所と土木シートと10センチメートルの路盤材を敷いた上に資材置場及び迂回路として使用します。

周辺農地に影響は少なく、資金計画も適切であると判断されます。

議案第2号の3について、申請地は高森字宮ノ下の1筆の一部、面積は499平方メートルのうち303.11平方メートルで、北と西側は残りの畑、東は水路と宅地、南側は市道となっています。

譲渡人は高森の方で、譲受人は譲渡人の子です。権利関係は使用貸借です。

譲受人は現在の住まいでは手狭となり、実家の畑の一部に次世代分家住宅を建設します。この場所以外に住宅に適した場所が無く転用申請となりました。

申請地の立地基準は、宅地や雑種地により分断され、農地の広がりは一〇ヘクタール未満であることから「その他二種農地」と判断されます。

一般基準及び個別基準については、敷地は北側が低いため、約五〇センチメートル盛土をします。汚水及び雑排水は合併浄化槽設置による処理、雨水は浸透枡を経て水路に接続します。

周辺農地に影響は少なく、資金計画も適切であると判断されます。

[議 長]

事務局の説明が終わりました。

議案第2号の2について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。

比々多区。

[地区担当委員]
(比々多地区)

以前、地区担当委員で農地パトロールにて現状を確認しており、また、10月20日にも現地確認しました。計画に問題ないものと考えます。

[議 長]

地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第2号の2について、何か質問、意見がございましたらお願いします。

[議 長]

【 質疑なし 】

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第2号の2について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

[議 長]

【 挙手全員 】

挙手全員。よって、議案第2号の2については、「原案のとおり許可相当とする」こととします。

[議 長]

次に議案第2号の3について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。

成瀬地区。

[地区担当委員]
(成瀬地区)

10月20日に代理人より説明を受け、10月22日に地区担当委員で現地確認しました。特段、問題はないものと考えます。

[議 長]

地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第2号の3について、何か質問、意見がございましたらお願いします。

[議 長]

【 質疑なし 】

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第2号の3について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

- [議長] 【 挙手全員 】
挙手全員。よって、議案第2号の3については、「原案のとおり許可相当とする」こととします。
- [議長] 議案第3号、非農地証明交付申請の承認について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 議案第3号のとおり、1件の証明願がありました。
議案第3号の1について、申請地は子易字町家裏の1筆、面積は304平方メートルです。
経過につきましては、戦前から住宅が建っており、戦後にトタン屋根に葺き替えて現在に至りますが、建物の約6～8割が農地にまたがって建設されている事から申請に至りました。
経過を証明する資料としては、昭和48年の航空写真、平成18年度の固定資産課税台帳が提出されています。
申請地は北側の道路から奥行きのある形状で、昭和48年の航空写真では全面に建物が建っていた事が分かります。
申請地は特に周辺農地に支障は少なく、農地に復元することが著しく困難で他法令違反もありません。農地法違反で追求すべき要素もないため、今回非農地証明の手続きとなりました。
申請地の立地基準は、宅地や河川により分断され、農地の広がりには10ヘクタール未満であることから「その他2種農地」と判断されます。
- [議長] 事務局からの説明が終わりました。
議案第3号の1について、地区担当委員から補足説明がありましたらお願いします。
大山・高部屋地区。
- [地区担当委員]
(大山・高部屋区) 10月22日に地区担当委員にて現地確認しました。
事務局説明のとおり、西側は民家、東側は柿畑、南側は一段下がった場所に農地があるものの、立地的に周辺農地への影響もないものと考えます。
- [議長] 地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。
議案第3号の1について、何か質問、意見がございましたらお願いします。
- [議長] 【 質疑なし 】
無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第3号の1について、「原案のとおり証明する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。
【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第3号の1については、「原案のとおり証明する」こととします。

[議長] すべての審議が終わりました。
以上を持ちまして、第20回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。

【11時30分 終了】

